

## 納税を猶予する

- ▶ 新型コロナウイルスで収入が前年比で概ね 20% 以上減少した場合の特例
- ▶ 納税猶予期間は 1 年間で、無担保かつ延滞税がかからない
- ▶ 特例に該当しない場合も一般の納税猶予制度が適用できる可能性がある

### 新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予の特例制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合には、1 年間、国税の納付を猶予する特例制度を適用することができます（地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています）。この納税猶予の特例制度は、担保の提供が不要で、かつ延滞税もかかりません。但し、すでに納税している分について返還を求めることはできません。

対象となる国税は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）です。これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。特例の適用期間が終了した後については、一般の納税猶予制度により分割納付をすることもできます。

### 特例制度の対象となる者

以下①②のいずれも満たす者（個人・法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて、概ね 20% 以上減少していること

この場合の事業等に係る収入とは、法人の収入（売上高）、個人の経常的な収入（事業売上、給与収入、不動産賃料収入等）をいいます。なお、個人の「一時所得」については、通常、新型コロナウイルス感染症の影響により減少するものではないと考えられますので、事業等に係る収入には含まれません。なお、対象期間の損益が黒字の場合でも、収入減少の要件を満たせば特例を利用できます。

② 一時に納税を行うことが困難であること

一時に納税を行うことが困難かどうかの判断については、少なくとも今後半年間の事業資金を考慮するなど、納税猶予を申請する者の置かれた状況に配慮し、適切に対応することとされています。なお、期限内の納税が難しい場合の制度であるため、納期限の時点で将来の事業資金を考慮しても全額を納付できる場合は、原則として猶予を受けることはできません。

### 納税猶予の特例制度を受けるための手続き

令和 2 年 6 月 30 日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要となります。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料（例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピー等）を提出する必要があります。

### 一般の納税猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予の特例制度を受けることができない場合であっても、一般の納税猶予制度の適用を受けることができます。

一般の納税猶予制度は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合には、その災害のやんだ日から 2 か月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限等から 1 年以内の期間に限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予する制度です。この場合、原則として 1 年の間に、納税者の資力に応じた分割納付を行うこととなります。

また、納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと、納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと、納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと、納税者がその事業につき著しい損失を受けたことなど、国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税の猶予が認められることがあります。

例えば、新型コロナウイルス感染症に関連して以下のような個別の事情がある場合は、一般の納税猶予が受けられることがあります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた医薬品等を廃棄した場合
- ② 本人又は家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で検査や予防接種等の予約キャンセルが相次

## 申告期限を延長する

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で申告期限の延長が認められている
- ▶ 感染、濃厚接触、感染防止のための外出自粛等の幅広い理由で延長可能
- ▶ 延長申請書等は必要なく申告書等の余白に付記するだけで申請が可能

### 令和元年分の所得税の確定申告期限について

令和元年分の所得税の確定申告については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、令和2年3月16日(月)の申告期限が、同年4月16日(木)まで延長されました。

さらに、同年4月16日(木)までに申告することが困難であった者については、それ以降も柔軟に確定申告書を受け付けることとされています。この場合、申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出るか、個別に申請することにより、申告期限の延長の取扱いがなされます。また、個別の申請は、申告書を提出する際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記するか、電子申告の場合は所定の欄にその旨を入力する等、簡易な手続で延長申請を行うことができます。

### 申告期限の延長が認められる場合

所得税の確定申告期限だけでなく、法人税の申告やその他の国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収についても、災害その他やむを得ない理由により、期限までにこれらの行為をすることができないと認められるときは、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、その期限を延長することができます。

この場合の「災害その他やむを得ない理由」とは、申告等の不能に直接因果関係を有するおおむね次に掲げる事実をいいます。但し、これらの事実に基因して資金不足を生じたため、納付ができない場合は含みません。

- ①地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害
- ②火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害

③申告等をする者の重傷病、申告等に用いる電子情報処理組織で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われる等、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告ができない場合も考えられます。そこで、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類等の国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告を行うことが困難な場合にも、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなっています。

- ①税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含む）が感染症に感染したこと
- ②納税者や法人の役員、経理責任者等が、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがある等、入出国に制限等があること
- ③次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所等において通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
  - ・経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合等、その部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
  - ・学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
  - ・緊急事態宣言等があったことを踏まえ、各都道府県内外からの移動を自粛しているため、税理士が関与先を訪問できない状況にあること
- ④医療法人の場合で、感染症の拡大防止のため社員を招集させないよう定時社員総会等の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと
- ⑤個人事業の納税者や経理担当の青色事業専従者等が感染症に感染した又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ⑥次のような事情により、個人事業の納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと
  - ・感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
  - ・発熱の症状がある等、感染症に感染した疑いがある
  - ・基礎疾患がある等、感染症に感染すると重症化するおそれがある
  - ・緊急事態宣言等により、感染拡大防止の取組みが行われている

※上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合があります。

## 医療業に設けられている税制上の特例

- ▶ 社会保険診療報酬年 5,000 万円以下で概算経費特例が使える
- ▶ 事業税は保険診療収入に対応する所得が非課税
- ▶ 特定医療法人は法人税の軽減税率が適用される

### 社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人の各年度における社会保険診療報酬が 5,000 万円以下である場合には、社会保険診療に係る所得の計算は、収入から実際にかかった経費（実額経費）を控除して計算するのではなく、収入金額に応じて一定の割合により計算した経費（概算経費）を控除して計算することができます（自費診療に係る所得は実額経費で計算します）。

但し、全体の収入金額（社会保険診療報酬と自費診療収入、その他の収入の合計額）が 7,000 万円を超えた場合は、概算経費を採用することはできません。

概算経費が有利かどうかは、実額経費による所得率（社会保険診療報酬に対する実額経費により計算した所得の割合）が、概算経費による所得率を上回るかどうかを目安にします。つまり、実額経費による所得よりも概算経費による所得が有利な場合のみ、概算経費を採用して計算して良いということです。

例えば、医業又は歯科医業を営む個人が医療法人を設立する場合において、個人事業としての最終年度が数か月しかないことにより、個人事業としての社会保険診療報酬による収入金額が年間 5,000 万円以下、かつ医業又は歯科医業の総収入金額が年間 7,000 万円以下となったときは、実額経費による所得と概算経費による所得を比較し、概算経費が有利な場合にはこれを選択適用できます。

### 事業税には非課税制度等の有利な規定が設けられている

個人事業及び医療法人のいずれについても、社会保険診療収入に対応する所得については、事業税及び法人事業税が非課税となっています。

さらに、医療法人にかかる法人事業税については、以下のような規定が設けられています。

①年 400 万円を超える部分の所得に対する法人税率が、軽減されています。

②外形標準課税の適用がありません。

（外形標準課税は資本金等が 1 億円を超える法人に対して付加価値（給与、利子、家賃）や資本金等により税額を算出する法人事業税です）

③予定申告をする必要がありません。

### 法人事業税及び地方法人特別税の税率表

所得金額	医療法人			普通法人		
	法人事業税	地方法人特別税	合計	法人事業税	地方法人特別税	合計
年 400 万円以下の部分	3.40% (3.50%)	1.46% (1.29%)	4.86% (4.79%)	3.40% (3.50%)	1.46% (1.29%)	4.86% (4.79%)
年 400 万円超 年 800 万円以下の部分	4.60% (4.90%)	1.98% (1.81%)	6.58% (6.71%)	5.10% (5.30%)	2.20% (1.96%)	7.30% (7.26%)
年 800 万円超の部分	4.60% (4.90%)	1.98% (1.81%)	6.58% (6.71%)	6.70% (7.00%)	2.89% (2.59%)	9.59% (9.59%)

※東京都の医療法人で資本金等 1 億円以下、標準税率の場合

※平成 30 年 4 月から令和元年 9 月までに開始する事業年度の税率

※（ ）内は令和元年 10 月以後に開始する事業年度の税率

※地方法人特別税は令和元年 10 月以後は特別法人事業税となる

※税率は小数点第 3 位以下を切り捨て

### 特定医療法人の軽減税率

財団又は社団である医療法人で、持分の定めがない医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けた特定医療法人は、法人税率が軽減されています。

### 法人税の税率表

所得金額	特定医療法人の法人税率	医療法人の法人税率
年 800 万円以下の部分	15.0%	15.0%
年 800 万円超の部分	19.0%	23.2%

※資本金等 1 億円以下の中小法人の場合

※平成 30 年 4 月から令和 3 年 3 月までに開始する事業年度の税率



## 役員報酬の設定による所得税と法人税の税率差を活用する

- ▶ 課税所得 330 万円超で法人税等の税率の方が低くなる
- ▶ 所得税等と法人税等の税率差は最大で 22.155%
- ▶ 役員報酬の設定により所得税等と法人税等の配分が決まる

### 所得税等と法人税等の税率差を検証する

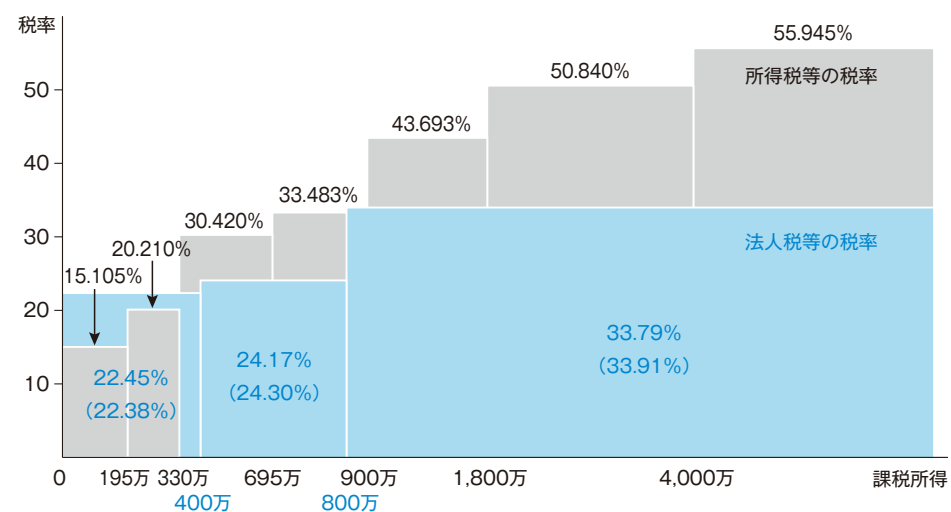
所得税・復興特別所得税・住民税（以下「所得税等」という）の税率は、最高で 55.945% となっています。

一方、法人税・地方法人税・法人住民税・法人事業税・地方法人特別税（以下「法人税等」という）は、最高で 33.79% となっています（東京都の医療法人で、資本金等 1 億円以下、平成 30 年 4 月から令和元年 9 月までに開始する事業年度の場合）。

所得税等と法人税等との税率構造のイメージ図を重ねて比較してみます。

なお、個人事業税が 5% かかること、法人所得が年間 2,500 万円超の場合の事業税率が上昇すること（超過税率）は、この比較表に織り込んでいません。

### 所得税等と法人税等との税率構造のイメージ



※ ( ) 内は令和元年 10 月以後に開始する事業年度の税率

課税所得が 330 万円までについては、所得税等の方が税率が低いのですが、課税所得が 330 万円超となると、ほぼ法人税等の方が税率が低くなります。

課税所得が 4,000 万円を超えた部分については、所得税等と法人税等の税率差が最大となり、その差 22.155% と法人税等の方が大幅に低くなります。

### 税率差を活用するための役員報酬の設定

医業又は歯科医業を営む個人が医療法人を設立した場合には、その医業にかかる収入は、医療法人に入ってきます。医療法人は、その収入から必要な経費を支払い、残った金額から先生個人へ役員報酬を支払います。役員報酬を支払った後に残った医療法人の所得に対しては、法人税がかかります。

その一方で、役員報酬を受け取った先生個人に対しては所得税がかかります。

つまり、先生個人へ支給する役員報酬をいくらに設定するかによって、いくら医療法人に所得が残るかが決まります。ということは、役員報酬をいくらに設定するかによって、先生個人でいくら所得税等を払うのか、医療法人でいくら法人税等を払うのかかが決まります。

例えば、医業又は歯科医業を営む個人の課税所得が 5,000 万円の場合に、医療法人を設立して、医療法人に残る利益を 400 万円にするために役員報酬を年額 4,600 万円に設定したとします。

そうしますと、先生個人は、所得 5,000 万円のうち 400 万円の所得が減少しますので、所得税等は  $400 \text{ 万円} \times 55.945\% = 2,237,800 \text{ 円}$  が減少します。

一方、医療法人に残る所得 400 万円に対しては、法人税等が  $400 \text{ 万円} \times 22.45\% = 898,000 \text{ 円}$  がかかります。つまり、その 400 万円の部分だけで、 $2,237,800 \text{ 円} - 898,000 \text{ 円} = 1,339,800 \text{ 円}$  の節税効果が得られる訳です。

このように、「医療法人を設立して、役員報酬をいくらに設定するか」によって、所得税等と法人税等とのバランスが決まり、節税効果が変わります。

当然、法人税等の税率が低いことを考えると、役員報酬を低く設定して、医療法人の所得を高くした方が節税効果が高くなります。

しかしながら、極端に役員報酬を低く設定しすぎて、先生個人の生活資金が足りなくならないよう注意する必要があります。

## 役員退職金の節税効果と繰越欠損金を活用する

- ▶ 役員退職金には退職所得控除と1/2課税による節税効果がある
- ▶ 役員退職金を支給する財源は法人税等の支払い後の資金となる
- ▶ 役員退職金による欠損金は翌年以降10年間繰り越しできる

### 個人が受け取る役員退職金には所得税がかかる

医療法人において貯蓄した資金は、将来、個人が医療法人を勇退するタイミングで、役員退職金として支給することができます。

この場合、役員退職金を受け取った個人には所得税がかかります。

この役員退職金にかかる所得税は、退職所得として他の所得とは分離して所得税が計算されます（退職所得課税）。

具体的には、受け取った役員退職金の金額から退職所得控除を控除した残額の2分の1（以下「1/2課税」といいます）に対して所得税がかかります。

但し、役員としての勤続年数が5年以下である場合には、所得を2分の1とする計算の適用はありませんので、注意が必要です。

$$\text{(算式) 退職所得} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除}^{\ast}) \times 1/2$$

※退職所得控除

勤続年数20年まで：40万円×勤続年数

勤続年数21年から：80万円＋70万円×(勤続年数－20年)

### 役員退職金は法人税等が課税された後の資金から支給される

役員退職金を受け取った場合の退職所得にかかる所得税の計算については、以下のメリットがあります。

- ①退職所得控除を控除することができる
- ②2分の1をかけることができる(1/2課税) ※勤続5年超

将来の役員退職金として受け取ることができれば、1年あたり40万円（勤続20年目まで）又は70万円（勤続21年目から）の退職所得控除が、給与所得控除とは

### 役員退職金にかかる所得税・住民税等と税負担率

退職金額	5年	10年	15年	20年	25年	30年
5,000万	2,196万 43.9%	884万 17.7%	833万 16.7%	782万 15.6%	693万 13.9%	608万 12.2%
1億円	4,993万 49.9%	2,196万 22.0%	2,140万 21.4%	2,084万 20.8%	1,986万 19.9%	1,888万 18.9%
1億5,000万	7,790万 51.9%	3,594万 24.0%	3,538万 23.6%	3,482万 23.2%	3,385万 22.6%	3,287万 21.9%
2億円	1億587万 52.9%	4,993万 25.0%	4,937万 24.7%	4,881万 24.4%	4,783万 23.9%	4,685万 23.4%

※所得税、復興特別所得税、住民税（均等割を除く）の合算で計算しています。

※勤続年数5年の場合は1/2課税の適用がないものとして計算しています。

※1万円未満は四捨五入しています。

※税負担率＝所得税等の金額／退職金額

別に適用することができ、さらに、退職所得控除後に1/2をかけますので、役員報酬に対する所得税等の半分以下の課税で済むことになります。

但し、役員退職金として支給できる財源は、医療法人内で貯蓄しますので、法人税等を支払った後の資金となってしまいます。

つまり、役員退職金として受け取る場合には、法人所得に対する法人税等と退職所得に対する所得税等の両方がかかることになるのです。

### 所得税等最高税率55.945%が適用される場合のイメージ



※役員報酬は損金算入されますので法人税等はありません。



※役員退職金財源は医療法人内に貯蓄されるため、法人税等がかかります。

※医療法人における法人税等は25%、役員退職金の税負担率は20%として計算しています。

この場合は、役員報酬で受け取る1,000万円を役員退職金として受け取ることで、手取りが159万円（600万円－441万円）増加します。

## 医療法人から役員報酬を支給する

- ▶ 理事長役員報酬を低くし医療法人の所得を高くした方が節税効果は高い
- ▶ 理事等が複数で役員報酬を受け取れば所得の分散効果が期待できる
- ▶ 理事等の役員報酬のうち不相当に高額な部分は経費に算入できない

### 役員報酬をいくりに設定するかを慎重に検討する

医療法人は、その収入から必要な経費を支払い、残った金額から役員報酬を支払います。役員報酬を支払った後に残った医療法人の所得に対しては、法人税がかかります。一方、役員報酬を受け取った先生個人に対しては所得税がかかります。

つまり、役員報酬をいくりに設定するかによって、先生個人でいくら所得税等を払うのか、医療法人でいくら法人税等を払うのかが決まります。

所得税等と法人税等の税率を比較すると、法人税等の税率が低いことから、役員報酬を低く設定して、医療法人の所得を高くした方が毎年の節税効果は高くなります。しかし、極端に役員報酬を低く設定しすぎて、医療法人に残る医療事業にしか使えない資金が多くなりすぎ、生活資金が足りなくならないよう注意する必要があります。

### 役員報酬の見直しを1年に1回行う

医療法人が、その役員に対して支給する役員報酬は、原則として、定期同額給与（毎月同額の役員報酬）に該当する必要があります。

定期同額給与を変更するには、次に掲げる場合でなければなりません。

- ①その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までにされた定期給与の額の改定
- ②その年度において、その医療法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定
- ③その年度において、その医療法人の経営の状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由によりされた定期給与の額の改定

なお、経営状況が著しく悪化したこと等やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情には、医療法人の一時的な資金繰りの都合や、単に業績目標値に達しなかったこと等は含まれません。

つまり、②③のような特別の事情がない場合には、医療法人の決算が終了した定時社員総会において1年に1回、役員報酬の見直しを行うことになります。

### 医療法人から親族である理事に対して役員報酬を支給する

医療法人から理事長の親族である理事等に対して役員報酬を支給した場合には、これを受け取った個人に対して所得税等がかかります。

しかし、理事長一人で支給を受けるよりも、理事等の複数で受け取った場合の方が、各理事等において給与所得控除が控除でき、また所得税の超過累進税率も低い税率から始まることから、いわゆる所得の分散効果が期待でき、全体として支払う所得税等は少なくなります。

### 親族である理事等に対する役員報酬が適正額かどうか

医療法人が理事等に対して支給する役員報酬の額のうち不相当に高額な部分の金額は、その医療法人の各年度の所得の金額の計算上、経費に算入することができません。例えば、次のような場合には、役員報酬の金額がその職務に見合っているかどうか慎重に検討しなければなりません。

- ①全く出勤しない非常勤役員に対して役員報酬を支給する場合
  - ②職場から著しく遠方の場所に住む高齢の親族に対して役員報酬を支給する場合
  - ③大学医学部在学中の子供である理事に対して役員報酬を支給する場合
- 具体的に、不相当に高額な部分とは、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とされています。

実質基準	医療法人が各年度において支給した役員報酬の額が、 ①その役員の職務の内容 ②その医療法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況 ③その医療法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況 等に照らし、その役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える部分
形式基準	医療法人が各年度において支給した役員報酬の額が、定款の規定又は社員総会の決議による役員報酬支給限度額を超える部分

この場合の役員には、医療法人の理事長、理事、監事の他、法人の使用人（部長、師長等の職制上使用人としての地位のみを有する者）以外の者で法人の経営に従事している者も含まれます。例えば、相談役、顧問等、法人内における地位、その行う職務等からみて実質的に法人の経営に従事していると認められる者が含まれます。



## 持分あり医療法人の出資持分を相続時精算課税制度で贈与する

- ▶ 相続時精算課税は2,500万円の特別控除限度額まで贈与税がかからない
- ▶ 贈与時に贈与税はかからないが、相続時に特別控除額に相続税がかかる
- ▶ 贈与以降の出資持分の値上がり益に相当する部分が贈与移転できる

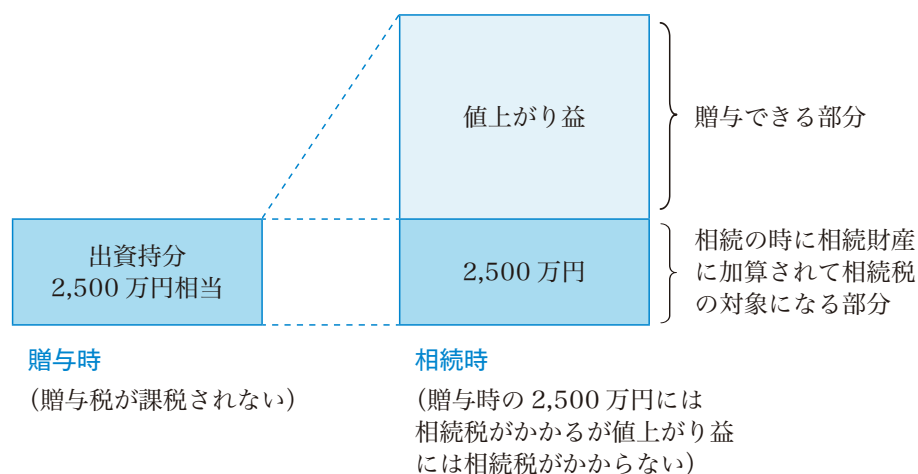
### 相続時精算課税制度を活用した出資持分の贈与で出資割合を減らす

持分あり医療法人は、その出資者が亡くなった時には、その出資者が保有している出資持分に対して相続税がかかります。

持分あり医療法人の出資持分は、相続税の計算において、純資産価額方式や類似業種比準価額方式等によって評価されますが、その計算方法によりますと、医療法人の設立後、各年度の決算において利益を計上し、その医療法人の内部に利益を蓄積した場合に、評価額が高くなる仕組みとなっています。

そこで、相続時精算課税制度を活用した出資持分の贈与により、その出資持分のうち特別控除額2,500万円に相当する持分を、一気にまとめて贈与しておくことで、出資持分の評価の値上がり益に相当する部分を後継者に贈与することができます。

### 相続時精算課税制度を活用した贈与のイメージ



### 贈与を受けた価額が2,500万円までは贈与税がかからない

相続時精算課税による贈与を受けた場合には、その受贈者の贈与税の計算において、贈与財産の価額の合計額から特別控除額（限度額：2,500万円）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

$$\text{(算式)} \quad \{ \text{贈与財産の価額} - \text{特別控除 (2,500万円)} \} \times \text{贈与税率 } 20\%$$

つまり、出資持分の価額が2,500万円までの贈与を受けても、贈与税の課税はありません。

### 相続時精算課税制度は「相続の時に精算して課税される制度」

相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

相続時精算課税制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった場合には、相続税の計算上、相続財産の価額に、相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

つまり、特別控除額2,500万円は贈与税の計算からは控除されますが、その贈与した2,500万円に対しては、その贈与がなかったものとして、後に相続税が課税されてしまいます。

したがって、相続時精算課税制度によって贈与できる部分は、贈与した以降の出資持分が値上がりした値上がり益に相当する部分のみとなる訳です。

### 相続時精算課税を選択すると暦年課税は適用できなくなる

相続時精算課税を選択した場合には、それ以降、暦年課税の基礎控除額110万円を控除することはできませんので、贈与を受けた財産が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。

いったん相続時精算課税を選択すると、暦年課税には後戻りできなくなりますので、注意が必要です。

## MS 法人を設立して親族に株式を贈与する

- ▶ MS 法人は一般的な「株式会社」として設立されることが多い
- ▶ MS 法人の株式は内部留保利益が蓄積する前に親族に贈与する
- ▶ 医療法人との間で取引を行う場合には取引条件及び役員兼務に注意する

### MS 法人の特徴

MS 法人は、「メディカル・サービス法人」の略称で使用されています。

MS 法人という名称は正式なものではなく、一般的な「株式会社」として設立されることが多いようです。医療に関連する業務を行う会社や医師が設立する会社を MS 法人と呼び、いわゆる俗称といえます。

昭和 61 年の医療法改正による「一人医師医療法人（＝医師が一人の診療所でも医療法人が設立できる）」の制度ができてからは、比較的容易に医療法人を設立することができるようになり、敢えて MS 法人の設立によらず、医療法人を設立することが多く見受けられるようになりました。

### MS 法人（株式会社）と医療法人との違い

項目	MS 法人 (株式会社)	持分あり医療法人	持分なし医療法人
出資者	株主	社員	社員
出資持分	あり	あり	なし
議決権	持分に応じる	1人1個	1人1個
役員	代表取締役・取締役・監査役 (取締役1名でも設立可能)	理事長・理事・監事(理事 3人以上、監事1人以上)	理事長・理事・監事(理事 3人以上、監事1人以上)
役員任期	10年以内	2年以内	2年以内
代表者要件	なし	医師(原則)	医師(原則)
残余財産帰属	出資者	出資者	国等
役員登記	役員全員	理事長のみ	理事長のみ
資産総額登記	なし	あり(毎年)	あり(毎年)
配当	任意	禁止	禁止
根拠法	会社法	医療法	医療法

## MS 法人の法人税率は医療法人の法人税率よりも高い

MS 法人の各年度の所得金額に対しては、法人税等（地方法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税を含む）がかかります。医療法人と比較しますと、医療法人には事業税率の軽減及び保険診療の非課税所得の制度があることから、原則として MS 法人の法人税率の方が高くなります。

### MS 法人と医療法人の法人税率の比較

所得金額	MS 法人 (東京都・資本金等 1 億円以下)	医療法人 (東京都・資本金等 1 億円以下)
年 400 万円以下の部分	22.45% (22.38%)	22.45% (22.38%)
年 400 万円超 年 800 万円以下の部分	24.89% (24.85%)	24.17% (24.30%)
年 800 万円超の部分	36.80% (36.79%)	33.79% (33.91%)

(注 1) 平成 30 年 4 月から令和元年 9 月までに開始する事業年度

(注 2) ( ) 内は令和元年 10 月以後に開始する事業年度

(注 3) 法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の合算税率

(注 4) 地方法人特別税は令和元年 10 月以後は特別法人事業税

(注 5) 事業税は標準税率で医療法人の保険診療にかかる非課税所得を考慮していない

(注 6) 税率は小数点第 3 位以下を切り捨てたものの合計

### MS 法人の株式を親族に贈与する

医療後継者には、持分あり医療法人の出資持分の贈与対策又は持分なし医療法人の設立によって、後継者への事業承継対策を行うことができます。

MS 法人については、その株主を親族（子供や孫）にし、その親族のために MS 法人に内部留保利益を残していけば、その内部留保利益に対しては相続税の課税が行われませんので、医療後継者以外の親族への相続対策とすることができます。

但し、医療法人と同様に、各年度の決算において利益を計上し、MS 法人の内部に利益を蓄積した場合に評価額が高くなる仕組みとなっていますので、内部留保利益が蓄積する前に株式を移転しておく必要があります。

### MS 法人の活用事例と注意点

例えば、クリニックの土地建物を MS 法人が保有し、医業又は歯科医業を営む個人